

(入札の公告)

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成22年5月18日

社会福祉法人 渡島福祉会
渡島リハビリテーションセンター
理事長 水越 昭男

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 「特別養護部スプリンクラー整備工事」
- (2) 工事場所 渡島リハビリテーションセンター特別養護部
- (3) 工事期間 契約締結日から平成22年12月22日（水）まで
- (4) 工事概要 入札説明書による。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事であること。
- (3) 平成21年度・22年度北海道指名業者名簿Bランク（管工事）以上であること。
- (4) 入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 北海道発注工事等入札参加除外措置要領の規定による北海道発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
- (6) 北海道渡島管内の函館市、北斗市、七飯町、森町に本店又は支店（営業所）があること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (8) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 過去10年間に、本工事と同種、同規模の工事を元請として施工実績を有すること。

3 入札手続き等

- (1) 入札説明書等の配布期間及び配布場所

入札説明書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり配布する。

配布期間 平成22年5月18日（火）～6月4日（金）

配布方法 渡島リハビリテーションセンターホームページからダウンロード

(<http://www.oshima-rehabili.com>)

- (2) 入札参加資格審査申請書等の提出期間

提出期間 平成22年5月18日（火）～6月4日（金） 土日祝日を除く

提出時間 午前9時～午後5時まで

提出方法 持参すること。

提出場所 北海道茅部郡鹿部町字鹿部258番地7

社会福祉法人 渡島福祉会

渡島リハビリテーションセンター管理課

- (3) 入札執行年月日及び場所
入札日時 平成22年6月21日(月)午前10時
入札場所 北海道茅部郡鹿部町字鹿部258番地7
社会福祉法人 渡島福社会
渡島リハビリテーションセンター3階会議室
(送付による入札は認めません。)
- (4) 入札執行回数は予定価格に達しなかった場合は2回まで再入札を執行する。
- (5) 上記3(4)の結果、予定価格に達しなかった場合は入札を中止する。

4 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) この入札の執行は、公開する。
- (3) その他不明な点は、渡島リハビリテーションセンター管理部まで。
(TEL 01372-7-3321)

(入札説明書)

この入札説明書は、平成22年5月18日に広告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

社会福祉法人 渡島福社会
渡島リハビリテーションセンター
理事長 水越昭男

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 「特別養護部スプリンクラー整備工事」
- (2) 工事場所 渡島リハビリテーションセンター特別養護部
- (3) 工事期間 契約締結日から平成22年12月22日（水）まで
- (4) 工事概要 別途仕様書

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事であること。
- (3) 平成21年度・22年度北海道指名業者名簿Bランク（管工事）以上であること。
- (4) 入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 北海道発注工事等入札参加除外措置要領の規定による北海道発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
- (6) 北海道渡島管内の函館市、北斗市、七飯町、森町、鹿部町に本店又は支店（営業所）があること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (8) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 過去10年間に、本工事と同種、同規模の工事を元請として施工実績を有すること。

3 入札の参加資格審査申請書

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 類似工事施工実績調書
- (2) 配置予定技術者調書
- (3) 特定関係調書
- (4) その他総括会計責任者が必要と認めた書類

4 入札手続き等

- (1) 入札説明書等の配布期間及び配布場所
入札説明書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり配布する。
配布期間 平成22年5月18日（火）～6月4日（金）
配布方法 渡島リハビリテーションセンターホームページからダウンロード
ホームページアドレス
(<http://www.oshima-rehabili.com>)

(2) 入札参加資格審査申請書等の提出期間

提出期間 平成22年5月18日(火)～6月4日(金) 土日祝日を除く

提出時間 午前9時～午後5時まで

提出方法 持参すること。

提出場所 北海道茅部郡鹿部町字鹿部258番地7
社会福祉法人 渡島福社会
渡島リハビリテーションセンター管理課

(3) 入札執行年月日及び場所

入札日時 平成22年6月21日(月) 午前10時

入札場所 北海道茅部郡鹿部町字鹿部258番地7
社会福祉法人 渡島福社会
渡島リハビリテーションセンター3階会議室
(送付による入札は認めません。)

(4) 入札執行回数は予定価格に達しなかった場合は2回まで再入札を執行する。

(5) 上記3(4)の結果、予定価格に達しなかった場合は入札を中止する。

5 契約条項を示す場所

社会福祉法人 渡島福社会
渡島リハビリテーションセンター3階会議室

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については免除する。

7 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税に係る課税業者であるか否かを問わず、見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 消費税課税事業者申出書

落札者となつた者は、落札決定後速やかに消費税課税事業者申出書を提出のこと。

9 現地説明会の日時及び場所

日時 平成22年6月8日(火) 午前9時～6月18日(金) 午後5時までの期間
随時受け付けますが、事前に電話で確認願います。

場所 北海道茅部郡鹿部町字鹿部258番地7
社会福祉法人 渡島福社会
渡島リハビリテーションセンター管理課
TEL 01372-7-3321

10 郵便等による入札 認めません。

11 その他

- (1) 前金払 前金払はしません。
- (2) 部分払 部分払はしません。
- (3) 最低限度価格 設定しません。
- (4) その他 入札書はA4版を使用してください。

工事仕様書

- 1) 工事名 渡島リハビリテーションセンター特別養護部スプリンクラー整備工事
2) 工事場所 北海道茅部郡鹿部町字鹿部258番地7、258番地8
3) 施設名 渡島リハビリテーションセンター特別養護部
4) 設置主体名称 社会福祉法人 渡島福祉会
5) 施設種別 特別養護老人ホーム

併設施設として下記のものあり

身体障害者療護施設(渡島リハビリテーションセンター療護部)

身体障害者更生施設(渡島リハビリテーション更生部)

通所介護施設(鹿部町老人サービスセンター)

居宅介護支援事業(鹿部ケアプランセンター)

- 6) 建物構造 鉄筋コンクリート造平屋建て
7) 建物面積 1,256.5 m²
8) 工事区分 改修工事
9) 工事内容 消防法施行令の改正による、スプリンクラー設備の増設工事
10) 工事概要

- | | | | |
|---|--------------------------------------|---|--------|
| ① | スプリンクラー消火設備工事 | - | 一式 |
| | スプリンクラーヘッド(ホーム型、72°C、30L/min) | - | 138個 |
| | 末端試験弁(25A) | - | 1個 |
| | 流水検知装置(アラーム弁、100A) | - | 1個 |
| | 補助散水栓(ツインローラー) | - | 2組 |
| | 屋外浸透樹(600φ×1000H) | - | 2組 |
| | 上記に伴う配管工事その他付属工事 | - | 一式 |
| ② | 建築工事(内装工事) | - | 一式 |
| | 下がり壁配管囲い造作 | - | 30m程度 |
| | (LGS造 クロス貼 350×300mm程度) | | |
| | 天井点検口取付(450×450) | - | 15箇所程度 |
| | 天井解体復旧(ジプトン) | - | 30枚程度 |
| | パイプシャフト造作 | - | 1箇所 |
| | (LGS造 1700×1000×2500H 点検口900W×1800H) | | |
| ③ | 電気工事 | - | 一式 |
| | 防災盤改造費 | - | 1面 |
| | 配線工事 | - | 一式 |
| ④ | 諸官庁(消防)申請・打合せ経費及び検査費用 | - | 一式 |
| ⑤ | 産業廃棄物処理費用 | - | 一式 |
| ⑥ | 仮設事務所・仮設休憩所・加工場・資材置場等 | - | 一式 |
| ⑦ | 諸経費 | - | 一式 |

11) その他

別記第1号様式

制限付一般競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

様

申請者

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(共同企業体の場合は企業体名を冠すること)

平成 年 月 日付けで入札広告のありました次の工事に係る競争入札参加資格について審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件すべて満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名

2 添付書類

- (1) 類似工事施工実績調書
- (2) 配置予定技術者調書
- (3) 特定関係調書
- (4) その他

注1 この申請書には、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留分を加えた料金の切手又はこれに類するものを貼った封筒を併せて提出すること。

2 「印」は、法人にあつては代表取締役の印、個人にあつては代表者の印を押すこと。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

競争入札心得

(総則)

第1条 社会福祉法人渡島福祉会が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかにこの心得を承知してください。

(入札)

第2条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第4条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を除外されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第5条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書換え、引換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (5) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (6) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (7) 無権代理人がした入札
- (8) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (9) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第7条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札等)

第8条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者(初度の入札参加者)で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

- 第9条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。
- 2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

- 第10条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。
- (1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当と認められるとき。
- 2 前項の規定に該当する入札を行った者は、総括会計責任者の行う調査に協力しなければなりません。
- 3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(契約の締結)

- 第11条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、総括会計責任者の作成した契約書案に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から7日以内に総括会計責任者に提出しなければなりません。

(談合情報に対する対応)

- 第12条 入札に関して談合情報があった場合は、入札執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。
- 2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められるときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

- 第13条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、総括会計責任者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

- 第14条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。
- (1) 入札執行前には、その旨を文書又は口頭により総括会計責任者に連絡をすること。
- (2) 入札執行中には、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡をすること。
- 3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

- 第15条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。